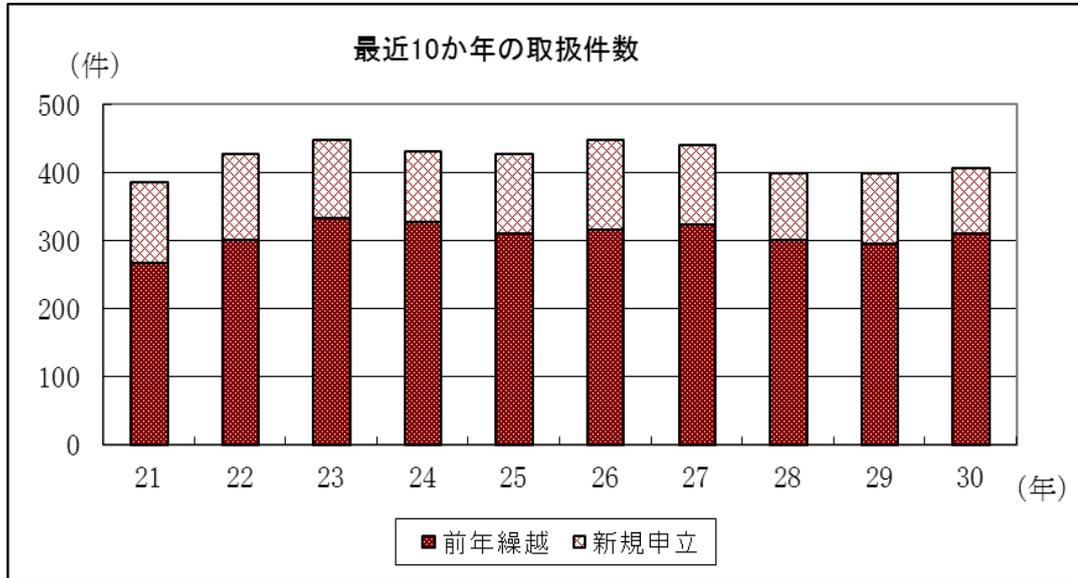


1 不当労働行為の審査（都労委年報 第1部 第2章）

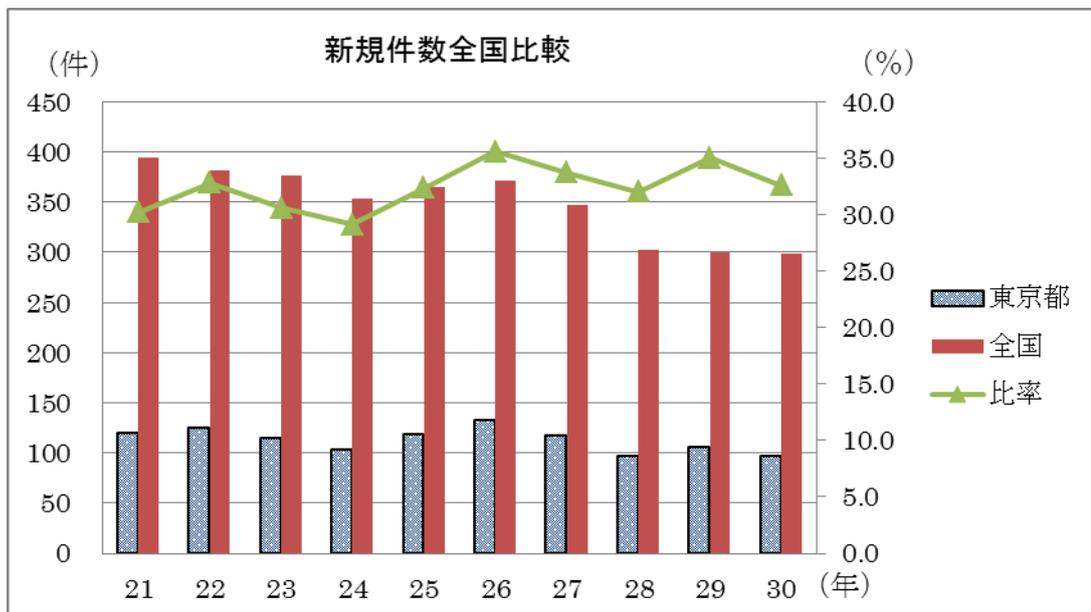
(1) 新規申立事件の概要

① 新規申立ては97件で、ここ数年は100件前後で推移

- ・不当労働行為救済申立事件に係る新規申立ては、前年（105件）から8件減少の97件。最近10年間をみると、取扱件数は400件程度、新規係属件数は100件程度で推移（都労委年報 資料<統計表>第22表）



- ・全国都道府県労委の新規係属総件数は298件（前年は300件）であり、当委員会の占める割合は32.6%（都労委年報 資料<統計表>第23表）



- ・新規係属事件 97 件のうち、合同労組*からの申立ては、前年の 79 件（75.2%）に比べ 66 件（68.0%）と減少

※合同労組：一定の地域で企業の枠を超え、主に組合のない中小企業の労働者などを対象に個人で加入できる労働組合

② 申立内容は、「団体交渉拒否」が最多、次に「支配介入」の順

- ・新規係属事件 97 件のうち、「団体交渉拒否」の申立てが 71 件 (73.2%) (前年は 79 件 (75.2%))、「支配介入」は 66 件 (68.0%) (前年は 64 件 (61.0%))、「不利益取扱い」は 37 件 (38.1%) (前年は 39 件 (37.1%)) (都労委年報 資料<統計表>第 30 表)

不利益取扱い	37 件 (38.1%)
団体交渉拒否	71 件 (73.2%)
支配介入	66 件 (68.0%)
報復的不利益取扱い	2 件 (2.1%)

※複数の不当労働行為を申し立てる事件もあるため、各項目件数の合計は申立件数とは一致しない。
また、構成比は申立件数に対するものである。

【不当労働行為の類型 (括弧内は労働組合法第 7 条の各号)】

「不利益取扱い (1 号)」…組合員であることを理由に解雇等の不利益な取扱いを行うこと等

「団体交渉拒否 (2 号)」…正当な理由なく団体交渉を拒否すること又は団体交渉に応じても誠実に
対応しないこと等

「支配介入 (3 号)」…組合員への脱退勧奨や組合運営に干渉すること等

「報復的不利益取扱い (4 号)」…不当労働行為救済申立てをしたことを理由に
解雇等の不利益な取扱いを行うこと等

③ 団体交渉の議題では、賃金・賞与が最多

- ・団体交渉の議題 93 項目のうち、賃金・賞与が 31 件 (33.3%) で、前年同様、最多。前年 25 件 (23.1%) より増加

- ・「団体交渉拒否」に係る申立ての主な交渉議題は以下の通り

「賃金・賞与」(賃金未払等) ……31 件 (33.3%)

「その他」(便宜供与、退職条件等) ……16 件 (17.2%)

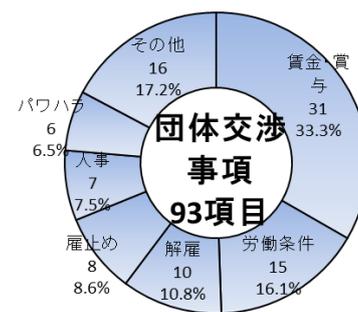
「労働条件」 ……15 件 (16.1%)

「解雇」 ……10 件 (10.8%)

※団体交渉事項が複数ある事件もあることから、

総計は事件数と一致しない。

<団体交渉事項別構成比>



④ 会社の業種では、運輸・郵便業が最多

- ・新規係属事件 97 件のうち、被申立人会社の業種では、運輸・郵便業が 17 件 (17.5%) で、前年同様、最多。前年 24 件 (22.9%) より減少

(都労委年報 資料<統計表>第 31 表)

「運輸・郵便業」 ……17 件 (17.5%)

「情報通信業」 ……13 件 (13.4%)

「医療・福祉」 ……12 件 (12.4%)

(2) 終結事件の概要

① 終結事件は 89 件で、前年と同水準

- ・終結事件数は 89 件（前年 90 件）（都労委年報 資料<統計表>第 22 表）
→前年と同水準
- ・終結事件に係る平均所要日数は 401.8 日と、前年（417.5 日）に比べ短縮

② 関与和解による終結件数は 57 件となり、8 年連続で 50 件を上回る。 終結事件に占める割合は 64.0%となり、過去 20 年で最高水準

- ・和解で終結した件数は 67 件（75.3%）で、前年の 67 件（74.4%）と同数。取下 10 件（11.2%）も含めた件数は 77 件（86.5%）であり、終結事件に占める割合が平成 12 年（86.5%）以来の高水準となる。（都労委年報 資料<統計表>第 22 表）
→8 割超の事件が命令まで至らずに終結
- ・労働委員会が関わって和解に至ったもの（関与和解）は 57 件で、8 年連続で 50 件を上回り、終結事件全体の 64.0%を占める（前年は 51 件、56.7%）。
→関与和解率が、平成 10 年（74.1%）以来、過去 20 年で最高水準（後記図 1）
→都労委においては、当事者の納得性が高く、紛争の長期化を防ぎ、将来に向けてより良い労使関係を構築しうることから、和解を積極的に勧めており、関与和解による解決を着実にやっている。

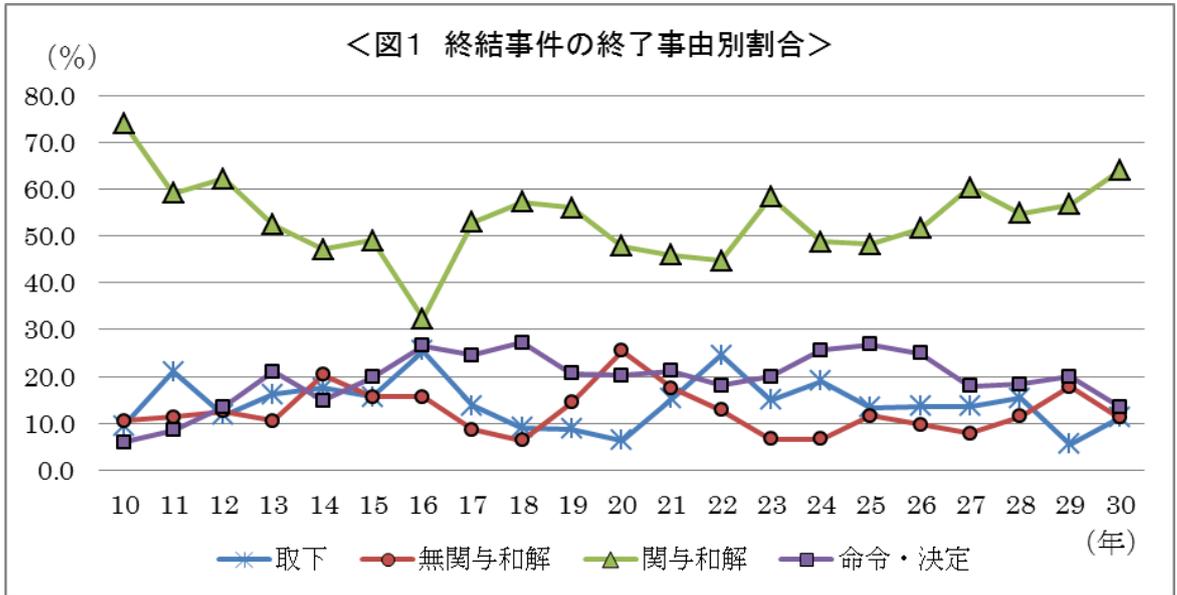
③ 命令・決定による終結件数は 12 件となり、3 年連続で 20 件を下回る。 終結事件に占める割合は 13.5%となり、過去 18 年で最低水準

- ・命令・決定による終結件数は 12 件で、終結事件全体の 13.5%
（都労委年報 資料<統計表>第 22 表）
→3 年連続 20 件を下回り、終結事件に占める割合は、平成 12 年（13.5%）以来、過去 18 年で最低水準（後記図 1）
→命令等を発しても、不服のある者は、中央労働委員会への再審査申立て又は裁判所への取消訴訟の提起が可能であり、紛争の終局的な解決につながらない場合もある。そのため、都労委では当事者の意向等を把握した上で積極的に和解を勧め、紛争の解決を図っている。

④ 再審査申立事件の 9 割超が和解、取下、却下又は都労委命令を維持

- ・都労委の発した命令に係る再審査申立てについて、平成 30 年中に 23 件が終結。内訳は、却下が 1 件、棄却が 3 件、一部変更が 1 件、和解認定が 16 件、和解認定及び取下が 1 件、取下が 1 件（都労委年報 第 2 章 第 3 節 2 再審査事件の終結状況）
- ・なお、平成 30 年中に都労委の発した命令等 12 件のうち、中央労働委員会に再審査が申し立てられたものは 8 件、取消訴訟が提起されたものはない。そして、再審査申立てや取消訴訟提起がなく、都労委命令等が確定したものは 2 件
（都労委年報 第 2 章 第 1 節 5 不服申立ての状況）
→終結した再審査申立事件 23 件のうち、一部変更 1 件を除いた 22 件（95.7%）が、和解、

取下、却下又は都労委命令を維持
 →都労委では、命令に至った場合でも、詳細に事実を認定し、適切な判断を行っている。
 また、都労委命令を機に、中労委での和解解決に至る事件も多い。



2 労働争議の調整 (都労委年報 第1部 第1章)

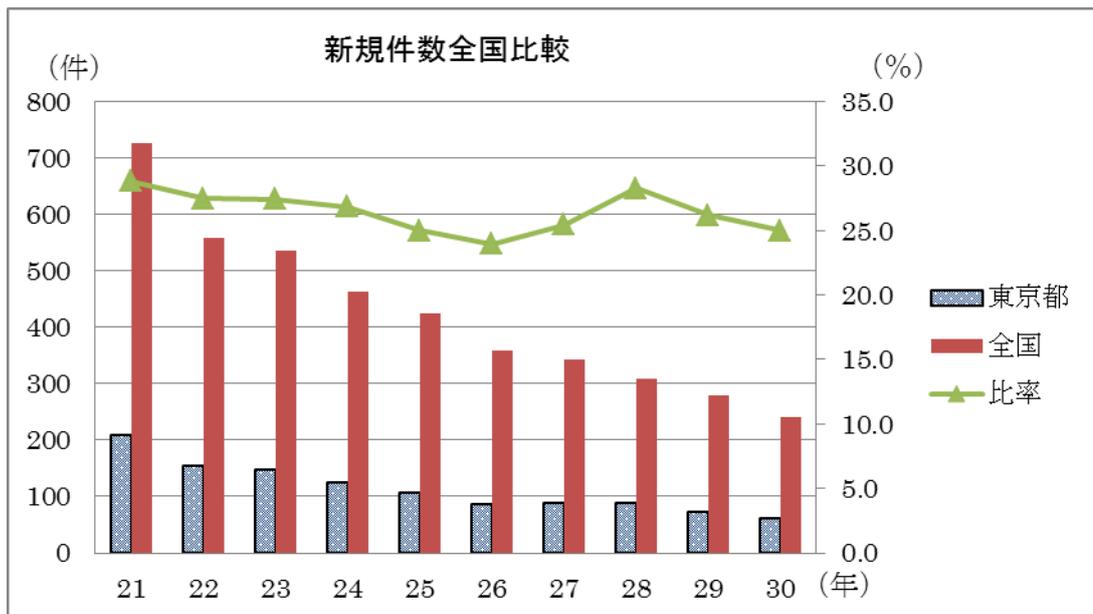
(1) 新規申請は60件で、前年から13件減少。調整事項は、「団交促進」が最多

- ・労働争議調整事件に係る新規申請は60件で、すべてあっせん事件

(都労委年報 資料<統計表>第1表)

→前年(73件)より13件減

- ・全国都道府県労委の新規係属総件数は240件(前年は279件)であり、当委員会の占める割合は25.0%(都労委年報 資料<統計表>第2表)



- ・新規申請60件のうち、合同労組からの申請は、前年の62件(85.0%)に比べ48件(80.0%)と減少

- ・産業別係属状況（都労委年報 資料<統計表>第11表）
 - 「教育・学習支援業」……………10件（16.7%）
 - 「運輸・郵便」……………9件（15.0%）
 - 「医療・福祉」……………9件（15.0%）
 - ・新規申請事件の調整事項（総数126件）（都労委年報 資料<統計表>第13表）
 - 「団交促進」……………39件（31.0%）
 - 「解雇」……………24件（19.0%）
 - 「その他賃金に関するもの」…12件（9.5%）
- ※1件で複数の調整事項を含む事件があり、新規申請事件数とは一致しない。

(2) 終結事件は62件で、前年から4件減少

- ・労働争議調整事件に係る終結事件は62件（前年66件）
（都労委年報 資料<統計表>第1表）
→前年から4件減少
 - ・終結区分別件数（都労委年報 資料<統計表>第1表）
 - 「解決」…26件（41.9%）
 - 「取下」…8件（12.9%）
 - 「打切」…28件（45.2%）
- 解決率（解決件数／取下を除く終結件数×100）は48.1%で、前年（46.3%）より1.8ポイント増加

3 労働組合の資格審査（都労委年報 第1部 第3章）

(1) 新規申請は130件で、前年から15件減少。係属事由は、「不当労働行為救済申立てに伴うもの」が最多

- ・労働組合の資格審査に係る新規申請は130件（都労委年報 資料<統計表>第39表）
→前年（145件）から15件減少
- ・新規申請事件の係属事由（都労委年報 資料<統計表>第41表）
 - 「不当労働行為救済申立て」…110件（84.6%）
 - 「法人登記」……………17件（13.1%）
 - 「委員推薦」……………1件（0.8%）
 - 「労働者供給事業」……………2件（1.5%）

(2) 終結件数は124件で、前年から5件減少

- ・労働組合の資格審査に係る終結件数は124件（都労委年報 資料<統計表>第39表）
→前年（129件）から5件減少
- ・終結区分別件数
 - 「打切」……………87件（70.2%）
 - 「資格あり」…34件（27.4%）
 - 「取下」……………2件（1.6%）
 - 「資格なし」…1件（0.8%）

【補足説明】

○ 労働委員会

労働委員会とは、使用者による不当労働行為があった場合における労働組合や組合員の救済や、労働組合と使用者の間の労働条件や組合活動のルールを巡る争いの解決など、集团的労使関係を安定、正常化することを主な目的として、地方自治法及び労働組合法に基づき設置された合議制の行政委員会である。

公益の代表者（公益委員）、労働者の代表者（労働者委員）、使用者の代表者（使用者委員）の三者で構成されており、東京都労働委員会では、各 13 名、計 39 名で構成されている。

○ 不当労働行為の種類

不当労働行為とは、労働三権を具体的に保護するため、労働組合法第 7 条により、使用者に禁止している行為であり、以下のとおり 4 つの種類がある。

① 不利益取扱い（第 1 号）

労働組合の組合員であることや労働組合の正当な行為をしたことなどを理由にその労働者に対して解雇などの不利益な取扱いをすること。また、労働組合の加入しないこと、あるいは脱退することを雇用条件とすること。

② 団体交渉拒否（第 2 号）

正当な理由なく団体交渉を拒否すること（誠実に交渉を行わないことを含む。）。

③ 支配介入（第 3 号）

労働組合活動への嫌がらせや脱退勧奨などにより労働組合の組織・運営に干渉すること。

④ 報復的不利益取扱い（第 4 号）

労働委員会に救済申立てをしたことなどを理由に労働者に不利益な取扱いをすること。